

確定申告・住民税（市・都民税）の申告はお早めに！

【問合せ】〈所得税・復興特別所得税の確定申告〉 青梅税務署 ☎ 0428・22・3185
 〈住民税（市・都民税）の申告〉 市役所課税課市民税係 ☎ 551・1610

●○確定申告について●○

◎所得税および復興特別所得税（国税）の確定申告の日程・場所等

相談・受付日	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	場所
2月 ① 1日(月)～5日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時			○	市役所第一棟 2階
② 8日(月)～12日(金)	午前9時30分～11時 午後1時～3時	◎	◎		
③ 15日(月)～23日(火)	午前9時～10時30分 午後1時～3時		◎		
④ 24日(火)～29日(月)	午前9時～11時 午後1時～4時			○	
3月 ⑤ 1日(火)～15日(火)	午前9時～11時 午後1時～4時			○	

※土・日・祝日は除く。混雑状況により午前・午後とも早めに相談の受付を締め切ることがあります。

【注意事項】

◆土・日・祝日は、確定申告の相談・受付は行っていません。

◆給与・年金所得で確定申告する方は①④⑤の相談・受付日を、給与・年金所得以外の所得で確定申告する方は②③の相談・受付日をお勧めします。

◆事業・不動産所得等の方は、②③の相談・受付日に収支内訳書等を記入・作成のうえ、お越してください。

◆初年度の住宅借入金等特別控除に該当する方は、②③の相談・受付日、または青梅税務署へ必要書類を整え申告してください。

◆次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません。

・譲渡所得（土地・建物・株式等）や山林所得がある方（※提出のみに限り、市の会場でも可能）

・事業所得（営業等・農業）または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方

・繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告される方

・消費税、贈与税、相続税、法人税等の申告をされる方

◆失業保険は、課税対象外になります。

◆公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告は不要です。ただしこの場合でも、医療費控除などによる所得税および復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出できます。※確定申告が不要な場合でも、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を受けるときおよび公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは住民税の申告が必要です。

◆給与所得の方で年末調整がされていない方は、勤務先の給与担当者にご確認のうえ、確定申告または住民税の申告をしてください。

◆所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は青梅税務署でも2月16日(火)～3月15日(火)まで行えます（土・日・祝日は除く）。ただし還付申告書は、2月15日(月)以前でも提出できます。

◎青梅税務署員等による近隣市町での出張相談

相談・受付日	受付時間	場所
2月 3日(火)・4日(水)	午前9時30分～11時	瑞穂町民会館（ホール）
3日(火)～5日(木)	午後1時～3時	あきる野市中央公民館（3階集会室）
8日(月)～10日(水)		羽村市役所（東庁舎4階大会議室）

※詳しくは青梅税務署へお問い合わせください。混雑状況により、午前・午後とも早めに相談の受付を締め切ることがあります。

◎休日開庁

立川税務署において、申告書の作成・提出会場を開設します。青梅税務署では休日開庁を行いませんので、ご注意ください。※詳しくは青梅税務署へ。

相談・受付日	時間	場所
2月21日(日)	受付時間：午前8時30分～（提出は午後5時まで）	立川税務署（立川市緑町4-2立川地方合同庁舎）
2月28日(日)	相談時間：午前9時～午後5時	

●○住民税の申告について●○

◎住民税（市・都民税）の申告の日程・場所等

【受付日時】2月1日(月)～3月15日(火)午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後8時まで）※土曜日の正午～午後1時および日・祝日を除く。

【受付場所】市役所1階4番課税課

〈住民税（市・都民税）の申告が必要ない方〉

◆所得税の確定申告をする方

◆前年中の所得が1か所からの給与のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている場合（不明な場合は勤務先の給与担当者にご確認ください。）

◆1月1日現在65歳以上で年金収入が155万円以下（65歳未満の方は105万円以下）の年金所得のみの方（ただし扶養や寡婦等の控除の追加等をする方、遺族年金、障害年金など非課税年金のみの方は申告の必要があります。）

〈住民税（市・都民税）の申告が必要な方〉

◆上記の〈住民税（市・都民税）の申告が必要ない方〉に該当しない方

◆給与所得がある方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がされていない場合（勤務先の給与担当者にご確認ください）

※前年中に2か所以上から給与を受けている方は確定申告をしてください。

◆非課税所得のみの方（遺族年金、障害年金、雇用（失業）保険受給者など）

◆収入がなかった方で、扶養されていない、または扶養されていても扶養者が1月1日現在福生市外にお住まいの方

●○確定申告、住民税の申告にお持ちいただくもの（①～④は提出）●○

①税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類（印鑑持参）

②平成27年中の収入を証明するもの（給与・年金収入がある方は必ず源泉徴収票をお持ちください。）

③生命保険料控除証明書、個人年金保険料控除証明書、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等

※医療費控除の方は、「医療費の明細書」（医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し、合計金額を記入。様式は自由）を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。

④国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書（はがき）

⑤障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書

⑥配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が分かるもの

●○確定申告に関する青梅税務署からのお知らせ●○※詳しくは青梅税務署へ。

◆復興特別所得税の計算・記載漏れにご注意ください。個人の方は、平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（基準所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することになります。

◆消費税および地方消費税の確定申告書の提出・納税は現在受付中で締め切りは3月31日(木)までです。

◆2月・3月は、青梅税務署の駐車場は使用できません（身体障害者用車両は除く）。

年金だより

▼国民年金保険料の前納について

国民年金には保険料を前払いすると割引になる「前納」という制度があります。口座振替で前納すると、現金納付やクレジットカード納付による前納よりも、割引額が多くお得です。

口座振替による4月末日引き落としの6か月前納（4月～9月分）・1年前納（4月～翌年3月分）・2年前納（4月～翌々年3月分）の申込期限は、平成28年2月末となっています。4月分からの前納をご希望の場合は、必ず申込期限までにご相談ください。

【問合せ】青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

▼年金に課税される所得税について

老齢年金は、所得税法により雑所得

として所得税の対象となります。65歳未満の方でその年の年金額が108万円以上の方、65歳以上の方で158万円以上の方は、原則として所得税がかかります（この年金額より少ない方は源泉徴収されません）。

年金に課税される所得税は、各支払月に支払われる額から源泉徴収されます。

日本年金機構では1月中旬に、老齢年金を受給されている方へ前年分の「源泉徴収票」を送付しました。確定申告等が必要な方はその際に提出してください。

また、亡くなられた方の源泉徴収票（準確定申告用）は、年金受給権者死亡届を提出されたご遺族の方へ送付しています。

【問合せ】ねんきんダイヤル ☎ 0570・05・1165、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

多摩・武蔵野検定の受検者を募集しています

【試験日】3月12日(土)

【場所】明星大学日野キャンパス

【受検料】ジュニア級、マスター級各1,000円、マスター3級、000円、マスター2級、000円、マスター1級（2級合格者限定）5,000円 ※いずれも税別。ジュニアと4級、4級と3級、3級と2級は併願受検可能。

10人以上の団体受検料は総額の10%引き

【申込み締切】2月16日(火)

※申込方法の詳細はホームページ (http://www.tamaken-tei.jp) をご覧ください。

推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699

【問合せ】公益社団法人学術文化・産業ネットワーク多摩
 多摩・武蔵野検定事務局
 ☎ 042・591・8540

納税は 納期内で 元気な福生

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください（登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください）